

社会福祉法人光和福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光和福祉会（以下「当法人」という）

定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤の役員等とは、役員等のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬等を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。
※ なお、報酬は、法人及び施設等の業績等によっては支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額（※支給する場合）
- (3) 常勤役員等が会議に出席又は職務のため出張したときは、別表第4に定める旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が会議に出席又は職務のため出張をしたときは、別表第4に定める旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、翌月10日とする。ただし、その日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日とする。

(2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。(※支給する場合)

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、令和2年6月17日の定時評議員会の終結時より施行する。

別表 1

(常勤役員等の報酬)

役職名 報酬の額

| | | |
|--------|----|--------------|
| 理事長 | 月額 | 1,000,000円以内 |
| 業務執行理事 | 月額 | 700,000円以内 |
| 理事 | 月額 | 500,000円以内 |

別表 2

(常勤役員等の賞与)

7月の賞与 報酬月額×1か月分

12月の賞与 報酬月額×1か月分

※ただし、法人及び施設等の業績等によっては支給しない。

別表 3

(非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員 日額 評議員会への出席 3,000円

定款第8条に則った場合 年額 700,000円未満

(2) 理事 日額 理事会等会議への出席 3,000円

(3) 監事 日額 理事会等会議への出席 3,000円 監事監査等への出席

監事監査等への出席 3,000円

別表 4

(常勤・非常勤役員等の出張・研修等)

1. 旅費

交通費 最も経済的な通常の経路及び方法で旅行した場合の旅費 により計算した額。

2. 宿泊料 実費 (主催者指定旅館)